

令和 5 年 11 月 1 日

大阪市職員労働組合生野区役所支部
支部長 水田 知宏 様

生野区長 筋原 章博

勤務時間の割振り変更について（提案）

職員の勤務時間等に関する規則第 3 条及び大阪市職員就業規則第 3 条に定める勤務時間の割振りの変更について、平成 31 年 4 月から時間外勤務時間に上限が設定されたことから、生野区役所においても平成 31 年 3 月 22 日付人事人第 322 号通知に基づき、「勤務時間の割振り変更一覧」を設定しております。

こうした中、令和 5 年 3 月に「大阪市働き方改革実施方針」が策定されたことから、職員の健康保持・増進やワーク・ライフ・バランスの推進、職員が安心して働く事の出来る職場環境とするため、これまでの「勤務時間割振り変更一覧」に新たな勤務区分を追加し、業務内容や職員のニーズに合わせた勤務形態を柔軟に選択できるようにしてまいりたいと考えております。（別紙参照）

なお、変更時期につきましては、協議が整い次第、課長連絡会等で周知のうえ実施してまいりたいと考えております。